

第2 政令第8条等に規定する区画の取扱い

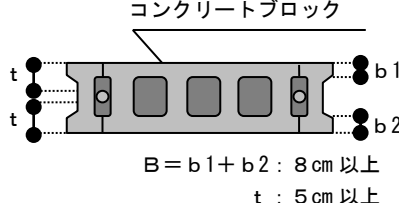
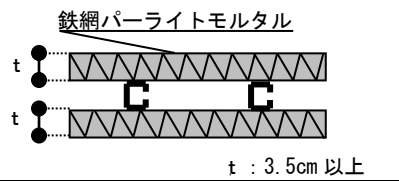
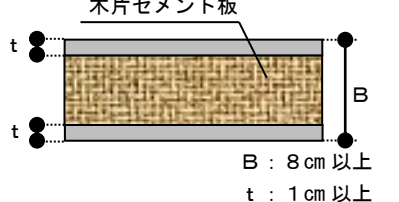
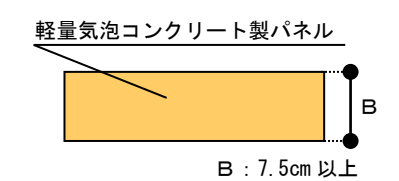
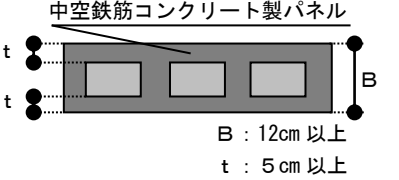
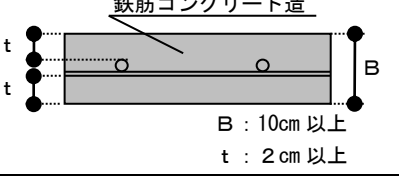
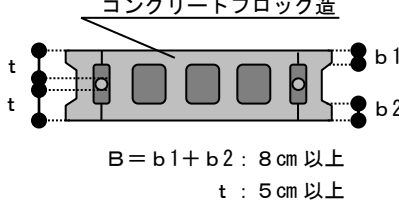
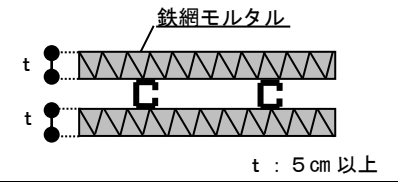
政令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）は、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁により区画された場合には、その区画された部分は、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれ別の防火対象物とみなされるという規定である。

1 構造

政令第8条に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とは、次に示す構造を有する必要がある。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。令8区画に適用する耐火構造は、原則として第9-1表によるものとする。

部分	構造	被覆材料
壁	<p>鉄筋コンクリート造</p> <p>B : 10cm 以上 t : 3 cm 以上</p>	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3 cm 未満のものを除く。）で厚さが10cm 以上のもの
	<p>鉄網モルタル</p> <p>t : 4 cm 以上</p>	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4 cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
	<p>石</p> <p>t : 5 cm 以上</p>	軸組みを鉄骨造とし、その両面を厚さ5 cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

壁	 <p>コンクリートブロック</p> <p>$B = b1 + b2 : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm 以上のもの
	 <p>鉄網パーライトモルタル</p> <p>$t : 3.5 \text{ cm 以上}$</p>	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
	 <p>木片セメント板</p> <p>$B : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 1 \text{ cm 以上}$</p>	木片セメント板の両面に厚さ1 cm 以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が8 cm 以上のもの
	 <p>軽量気泡コンクリート製パネル</p> <p>$B : 7.5 \text{ cm 以上}$</p>	高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm 以上のもの
	 <p>中空鉄筋コンクリート製パネル</p> <p>$B : 12 \text{ cm 以上}$ $t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが12cm 以上であり、かつ、肉厚が5 cm 以上のもの
床	 <p>鉄筋コンクリート造</p> <p>$B : 10 \text{ cm 以上}$ $t : 2 \text{ cm 以上}$</p>	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10cm 以上のもの
	 <p>コンクリートブロック造</p> <p>$B = b1 + b2 : 8 \text{ cm 以上}$ $t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm 以上のもの
	 <p>鉄網モルタル</p> <p>$t : 5 \text{ cm 以上}$</p>	鉄材の両面を塗厚さが5 cm 以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

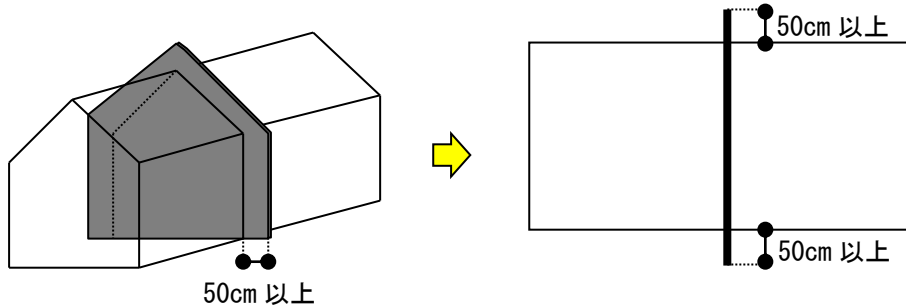
第9-1表

(3) 区画の構成

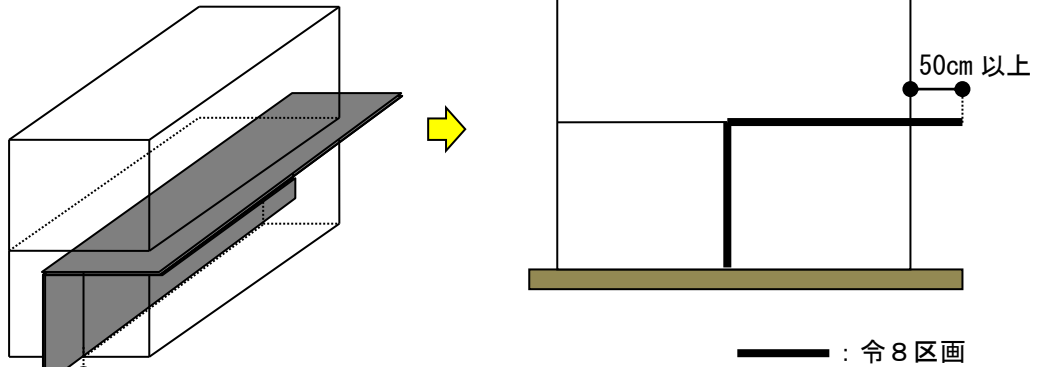
ア 突き出しによる令8区画

令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上階は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。(第9-1図参照)

(平面図)



(断面図)



第9-1図

イ 突き出しを設けない場合の令8区画

50cm以上の突き出しを設けない令8区画を行う場合については、次によること。(第9-2図参照)

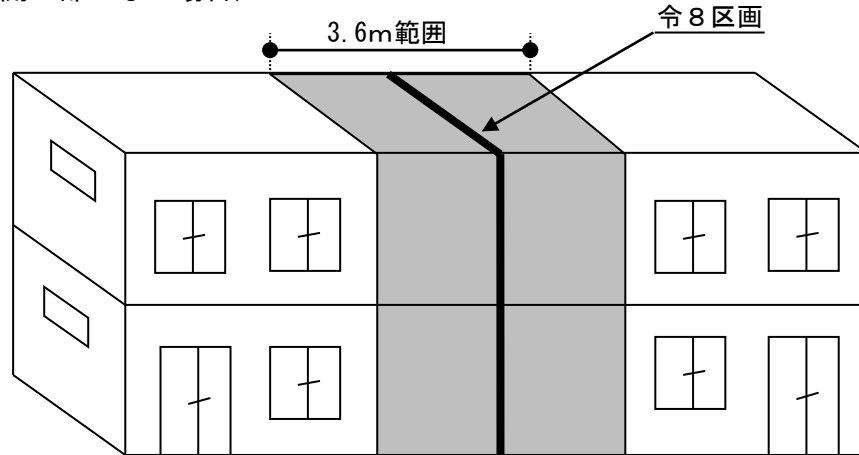
(ア) 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上(当該令8区画を介して両側に1.8m以上)にわたり耐火構造であること。

ただし、この範囲に開口部がある場合は、令8区画を介して接する開口部相互の距離が90cm以上確保され、かつ、当該開口部が防火設備であること。

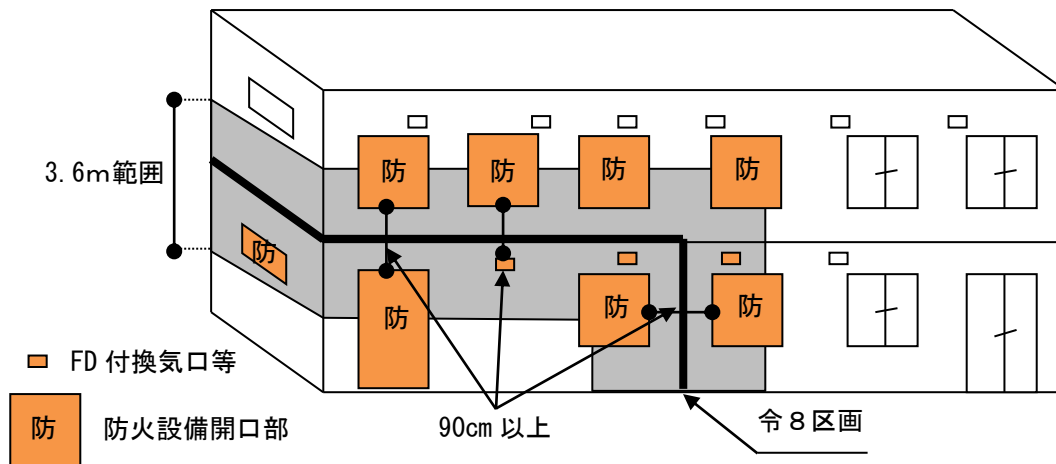
※開口部に換気口等も含むものであり、当該換気口等にはFD(防火ダンパー)を設けること。ただし、火気設備の排気筒はFDを設けることを要しない。

(イ) 幅3.6mの範囲のとりかたは、原則として令8区画を中心として、両側1.8m以上とすること。

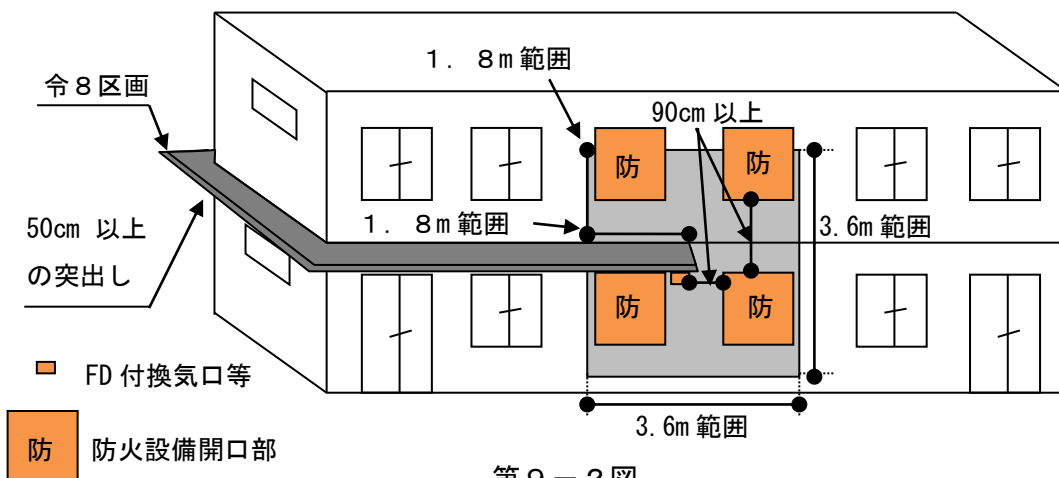
(3.6m範囲に開口部がない場合)



(3.6m範囲に開口部がある場合)



(50cm以上の突き出しを設ける場合と50cm以上の突き出しを設けない場合の併用)



第9-2図

(ウ) 幅3.6m以上の範囲の耐火性能は建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能に関する技術的基準以上とすること。(第9-2表参照)

部分		火災の種類 要件			通常の火災			屋内側からの 通常火災	
					1号非損傷性			2号遮熱性	3号遮炎性
最上階からの階数					1～4	5～14	15～	—	—
壁	間仕切壁	耐力壁			1時間	2時間	2時間	1時間	—
		非耐力壁			—	—	—	1時間	—
	外壁	耐力壁			1時間	2時間	2時間	1時間	1時間
		非耐力壁	延焼のおそれ	有	—	—	—	1時間	1時間
無	—			—	—	0.5時間	0.5時間		
柱					1時間	2時間	3時間	—	—
床					1時間	2時間	2時間	1時間	—
はり					1時間	2時間	3時間	—	—
屋根					0.5時間	0.5時間	0.5時間	—	0.5時間
階段					0.5時間	0.5時間	0.5時間	—	—

(1) 建基令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

(2) 前(1)の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。

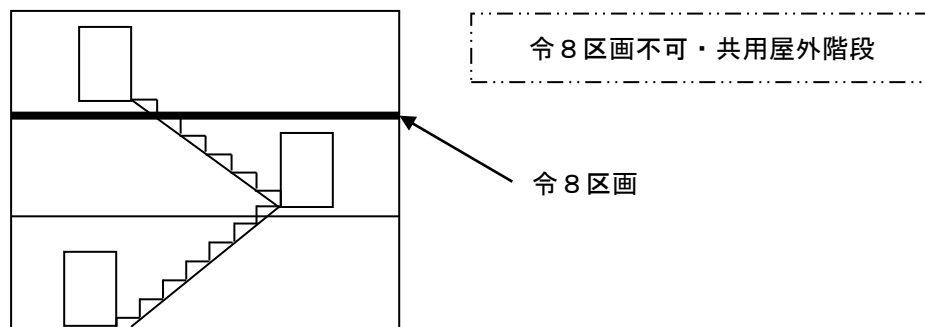
(3) この表における階数の算定については、建基令第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

第9-2表

ウ 屋外階段を介する令8区画

(ア) 屋外階段を共用する令8区画は認めないものとする。(第9-3図参照)

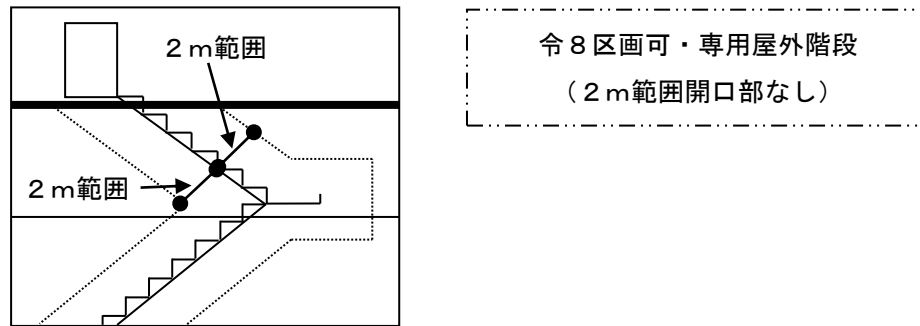
< 屋外階段を介した令8区画 >



第9-3図

(イ) 屋外階段を共用せず、専用の屋外階段を設置し、当該階段を令8区画を介した他の区画部分の外壁に面し設ける場合は、階段の周囲2m以内に開口部を設けない場合に限り令8区画を認めるものとする。(第9-4図参照)

＜ 屋外階段を介した令8区画例 ＞



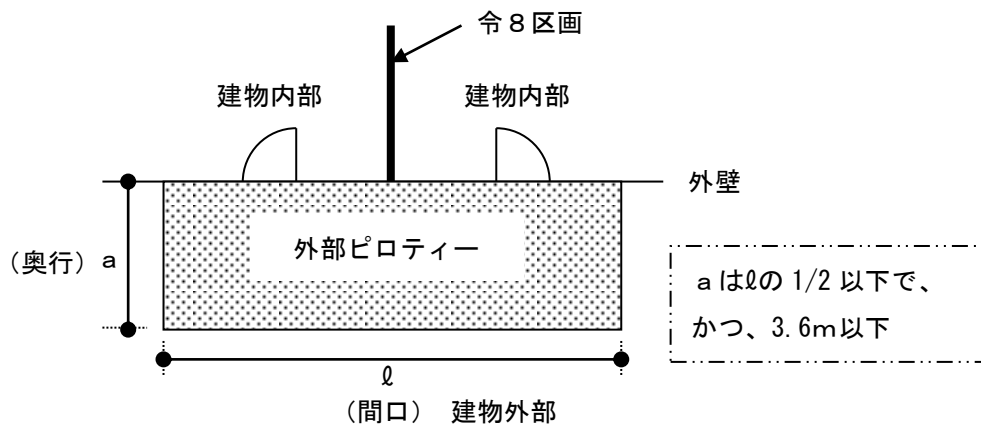
第9-4図

エ 外気に開放されたピロティー等を介した令8区画

外気に開放されているピロティー等（開口が開放され、かつ、通行等によりのみ使用されるものに限る。）を介した令8区画については、イによるほか、次の各事項に適合すること。（ピロティー等を介する令8区画の場合には、アによる50cm以上の突き出しのそで壁による区画は適用しない。）

（ア）ピロティーの奥行は、3.6m以下とし、かつ、間口の2分の1以下であること。（第9-5図参照）

＜ 外部ピロティー等の令8区画例 ＞

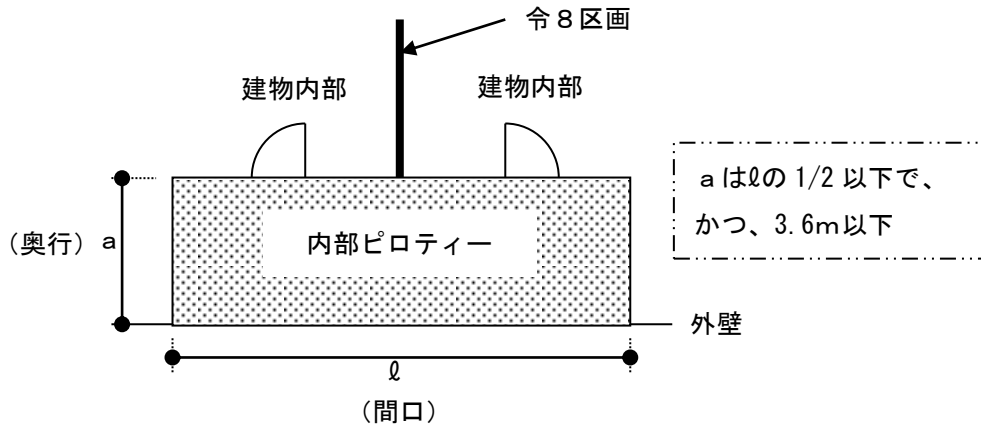


第9-5図

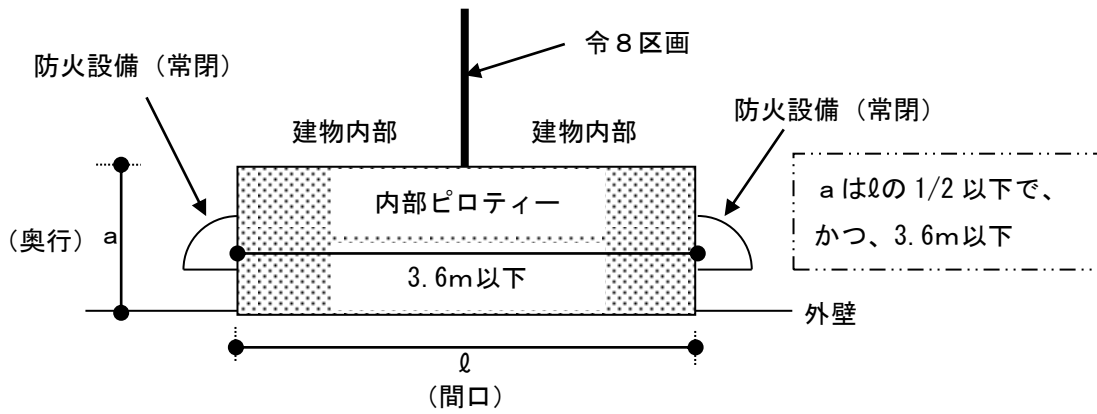
（イ）建物内部に入り込んだピロティー等についての奥行は前（ア）と同様の取扱いとし、令8区画を介した開口部が相対する場合は、相対する開口部間の距離が3.6m以下のときは、相対する開口部を常時閉鎖式の防火設備とし、換気口等（火気設備の排気筒を含む。）は設けないこと。

（第9-6図、第9-7図参照）

< 内部ピロティー等の令8区画 >



< 内部ピロティー等の令8区画の相対する開口部の取扱い例 >

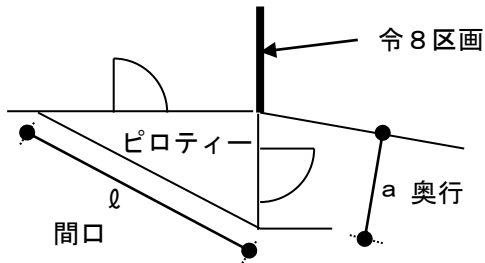


相対する開口部間の距離が3.6m以下の時は、開口部を防火設備(常閉)とし、換気口等は設けないこと。

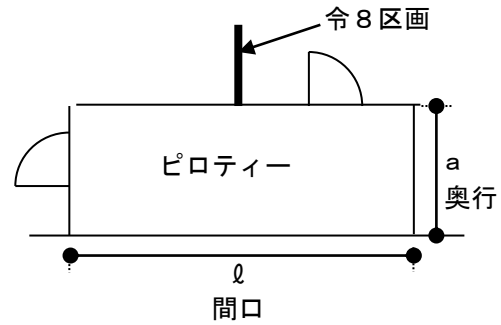
第9-6図

＜ ピロティーの間口と奥行の取扱い及び相対するものとして取扱う開口部の例 ＞

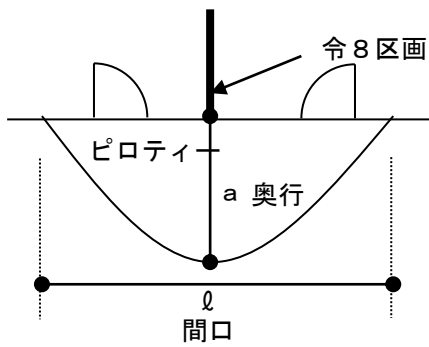
間口と奥行及び相対開口部



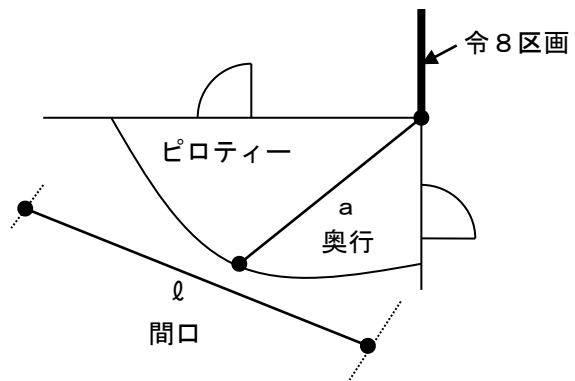
相対開口部



間口と奥行



間口と奥行及び相対開口部

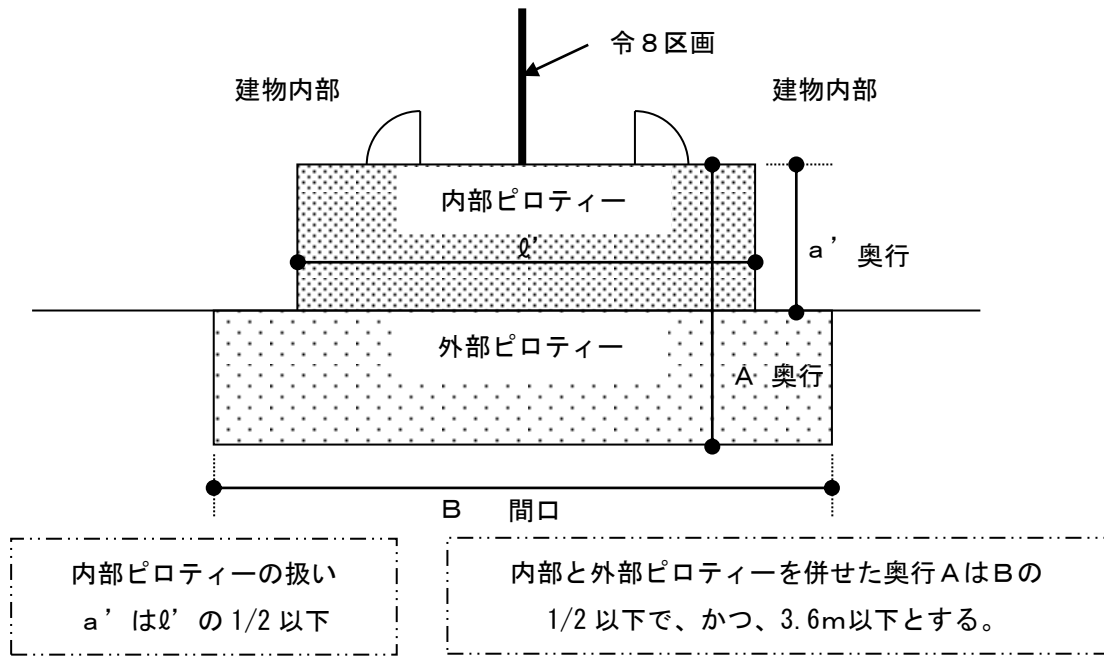


aは l の1/2以下で、かつ、3.6m以下

第9-7図

(ウ) 建物内部に入り込んだピロティー等と建物外部に張り出したピロティー等が併設されている場合は、建物内部に入り込んだピロティー等部分の奥行は(イ)と同様の取扱いとし、外部ピロティー等を含めた全ピロティー等の奥行は、外部ピロティー等の間口の2分の1以下で、かつ、3.6m以下であること。(第9-8図参照)

＜ 内部ピロティー等と外部ピロティー等の併設した令8区画の例＞



第9-8図

(エ) ピロティー等とは第9-3表のものをいうものであること。

No.	型	立面	平面
1	ピロティー		
2	ポーチ		
3	バルコニー ベランダ		
4	ひさし		

第9-3表

オ 令8区画を行う建築物の構造

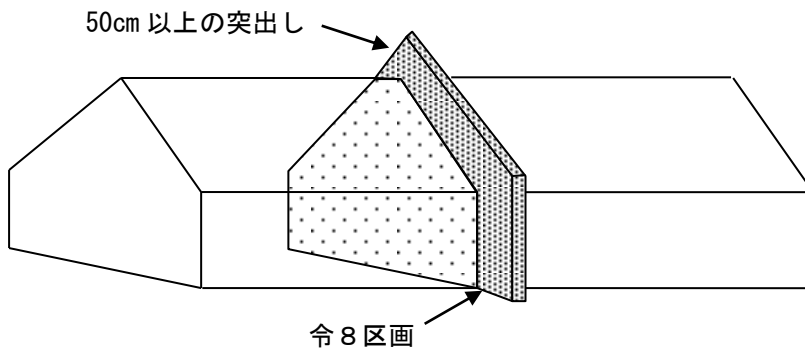
令8区画を行う建築物の構造は原則として耐火構造の建築物とする。

ただし、次のいずれかの条件に適合する場合は、耐火構造以外の建築物の令8区画を認めるものとする。

(ア) 令8区画を行う壁の構造が鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の自立する構造の壁である場合。（第9-9図参照）

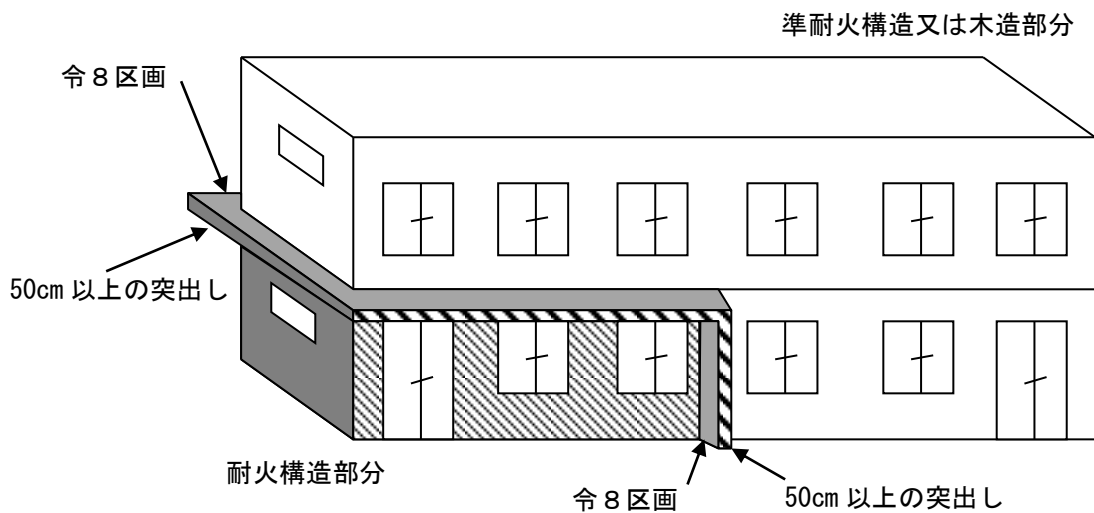
< 自立するRC造又はSRC造の耐火構造の壁による令8区画の例 >

※令8区画する壁は自立する耐火構造の壁とする



第9-9図

(イ) 主要構造部が耐火構造で造られた部分とそれ以外の部分を令8区画する場合（第9-10図参照）



第9-10図

2 令8区画を貫通する配管及び貫通部

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものであること。

ただし、必要不可欠な配管で、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては認められるものであること。この場合において同等とみなすことができるのは、次によるものとする。(第9-4表参照)

設備種別等	令8区画の要否	
	認められる	認められない
空調設備	鋼管又は鋳鉄管（以下この項において「鋼管等」という。）を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道(ダンパー付を含む。)
ダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管	鋼管等	左記以外の配管 (例) 塩化ビニル管 陶管
配電管又は電気配線	2(2)による	すべて
ガス配管		すべて

第9-4表

(1) 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

ア 鋼管

- (ア) JIS G3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (イ) JIS G3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- (ウ) JIS G3452 (配管用炭素鋼管)
- (エ) JIS G3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (オ) JIS G3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)

イ 鋳鉄管

JIS G5525 (排水用鋳鉄管)

ウ 鋼管等と同様の取り扱いができる配管

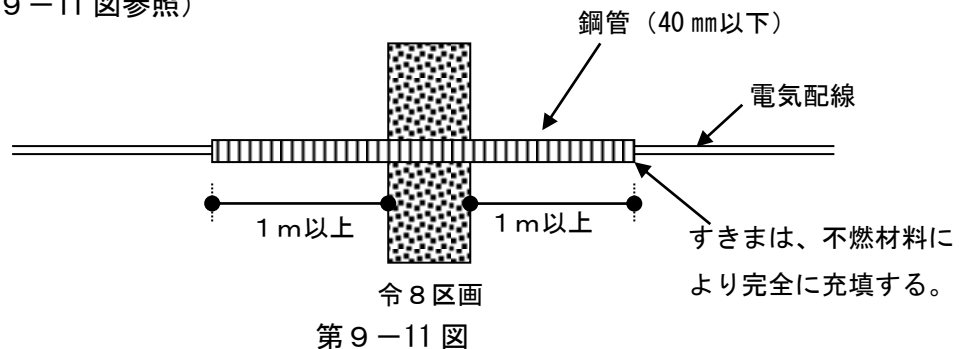
- (ア) 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (イ) 次に掲げる配管のうち、その内部が常に充水されているもの。
 - a 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

- b JWWA K132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- c JWWA K140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- d JWWA G115 (水道用ステンレス鋼管)
- e WSP 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- f WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- g WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- h WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

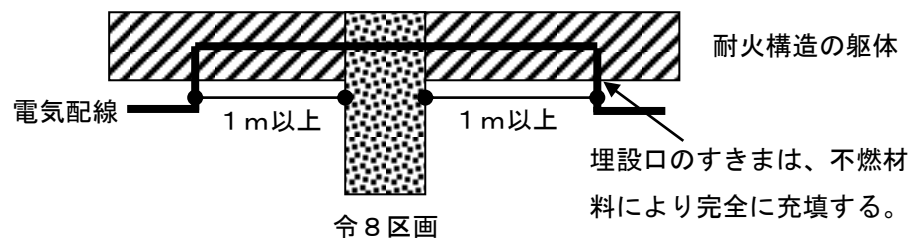
エ 消防防災用設備機器性能評定委員会 ((一財) 日本消防設備安全センターに設置) において性能評定されたもの。

(2) 電気配線 (電話ケーブル、アンテナ線等を含む。) は次の施工方法により認めるものとする。

- ア 区画貫通部を含む両側 1 m 以上の部分を鋼管 (管径 40 mm 以下に限る。) とし、鋼管と配線のすきまは、不燃材料で完全に充填する施工とした場合。
(第9-11 図参照)



- イ 区画貫通部を含む両側 1 m 以上の部分を耐火構造の躯体内に埋設し、埋設口のすきまは、不燃材料で完全に充填する施工とした場合。(第9-12 図参照)



ウ 性能評定を受けたものにより施工した場合。

- エ 建基令第129条の2の5第7号ハによる国土交通大臣の認定 (以下「大臣認定工法」という。) を受けたもの ((財) 日本建築センターより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として、2時間以上の防火性能評定を受けたもので大臣認定工法に移行評価されたものに限る。) により施工した場合。

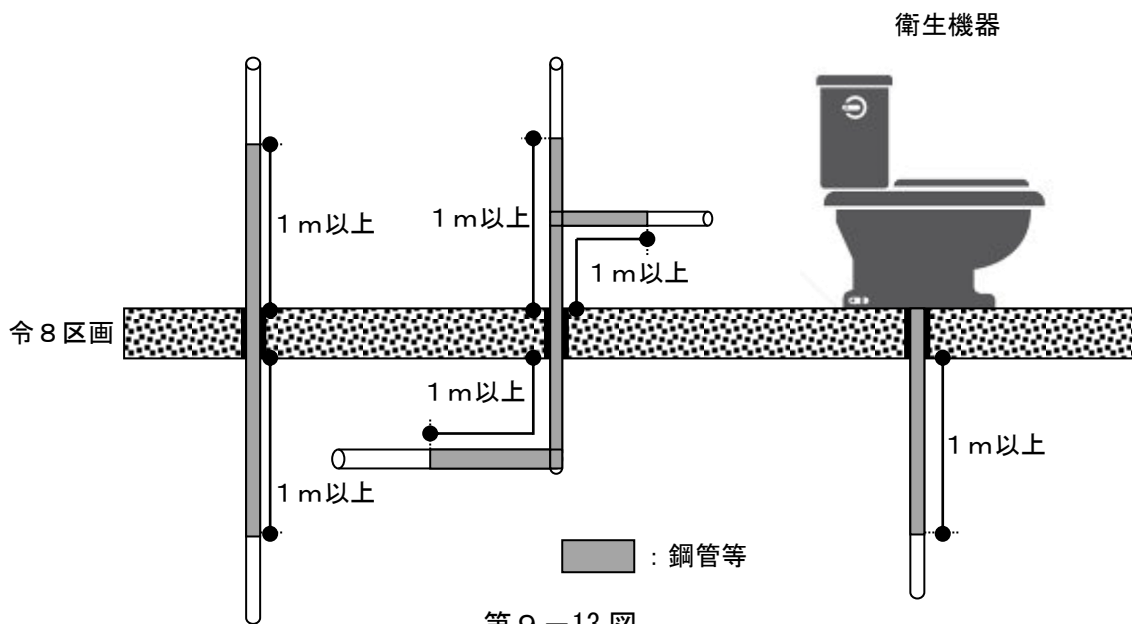
(3) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。(第9-13図参照)

ただし、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合で、次のア及びイに適合する場合は、この限りでない。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

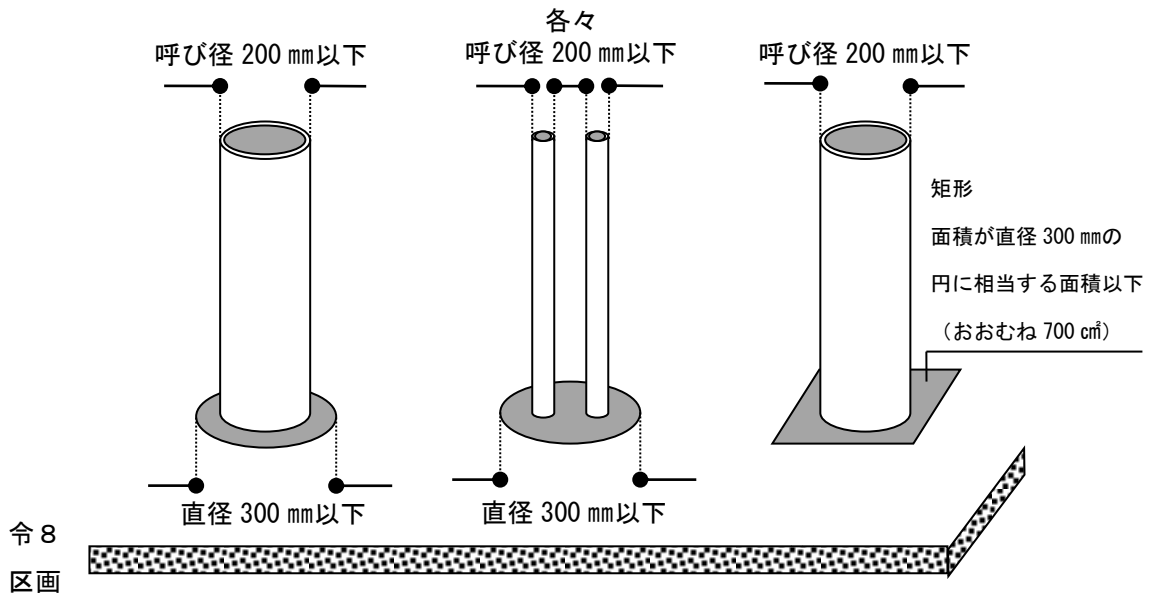


(4) 配管及び貫通部は、一体で建基法第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

(5) 一の配管は、呼び径が200mm以下のものであること、(第9-14図参照)

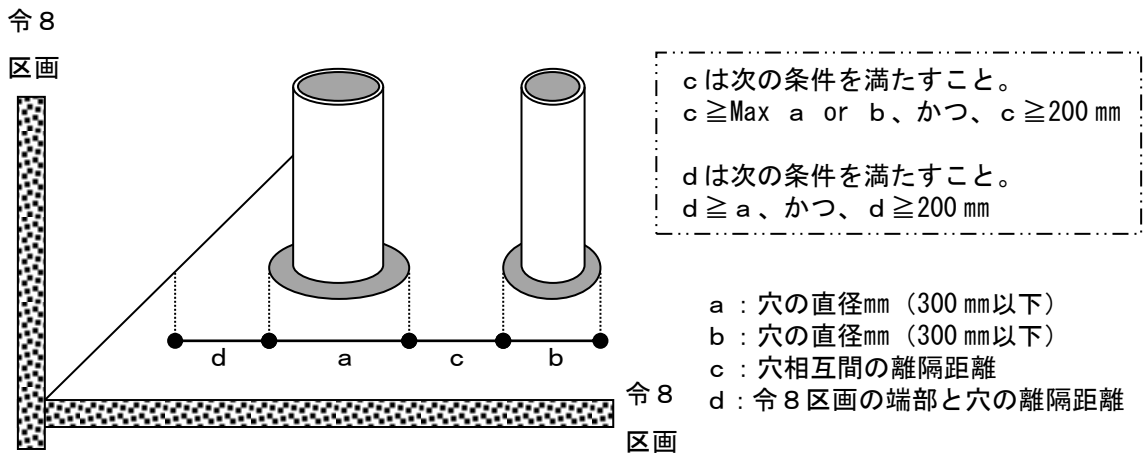
(6) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が、300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。(第9-14図参照)



第9-14図

(7) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200 mm以下の場合にあっては、200 mm）以上であること。なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。（第9-15図参照）



第9-15図

(8) 配管の貫通部の処理は、次による方法により完全に埋め戻す等、十分な機密性を有するように施工すること。

ア セメントモルタルによる方法

(ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

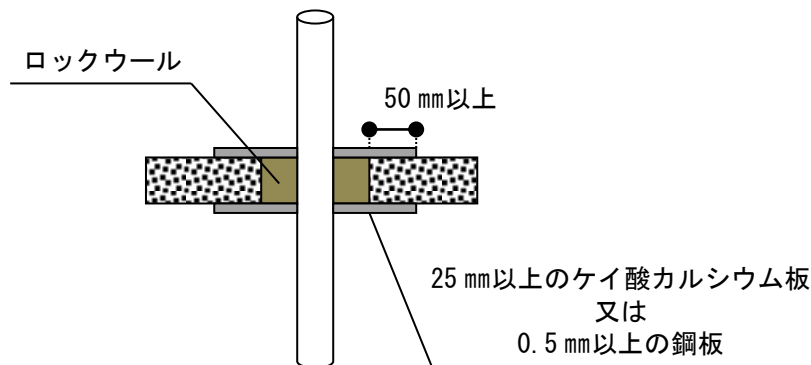
(イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

(ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法（第9-16図参照）

(ア) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

(イ) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



第9-16図

(9) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれ（配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合）のある場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置（第9-17図参照）

(ア) に掲げる被覆材を（イ）に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(イ) 被覆方法

a 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 mm以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

b 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 mm以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100 mmを超え 200 mm以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

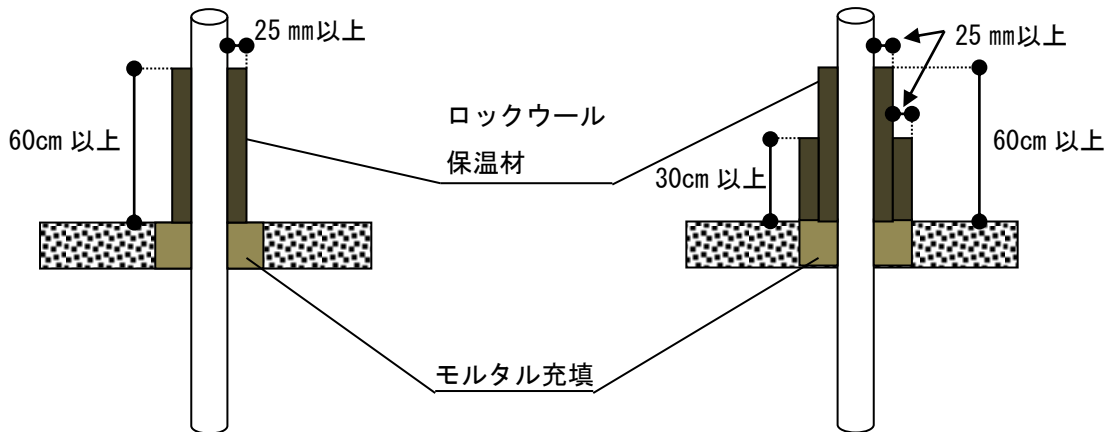
イ 給排水管の着火防止措置

次の（ア）又は（イ）に該当すること。

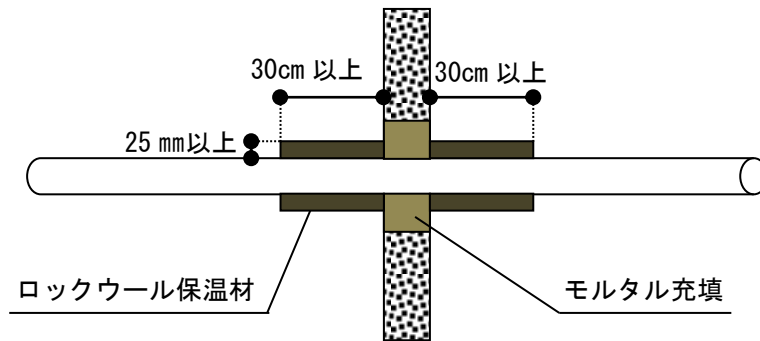
（ア）当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

（イ）可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mm の範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

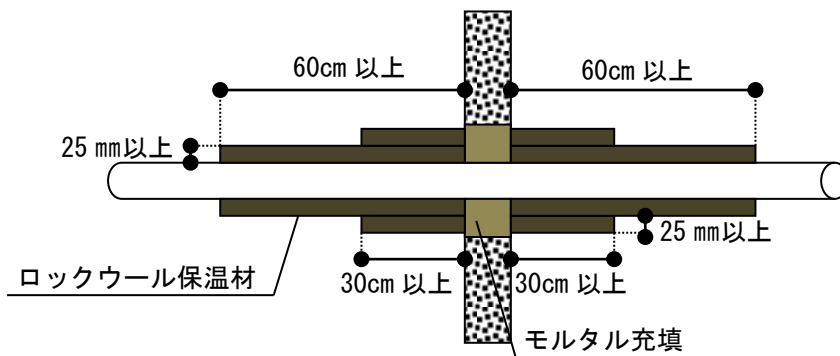
< 鋼管等の呼び径 100 mm以下 > < 鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下 >



< 鋼管等の呼び径 100 mm以下 >



< 鋼管等の呼び径 100 mmを超え 200 mm以下 >



第9-17図

(10) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次のア又はイによること。

- ア 保温材は、前(9)ア(ア)に掲げる材料を用いること。
- イ 給排水管にあっては、JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えない。この場合において、前(8)及び(9)の規定について、特に留意すること。

(11) 配管等の接続

配管等を前(3)の範囲において接続する場合には、次によること。

- ア 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、(イ)の方法は立管又は横枝管の接続に限り用いることができること。

- (ア) メカニカル接続
 - a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この項において同じ。）を挿入管の挿し口にはめ込むこと。
 - b 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - c あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。
 - d 押し輪又はフランジで押さえること。
 - e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。
 - (イ) 差込み式ゴムリング接続
 - a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
 - b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
 - c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
 - d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
 - e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。
 - (ウ) 袋ナット接続
 - a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
 - b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
 - d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。
 - (エ) ねじ込み式接続
 - a 挿入管の差し口端外面に管用テープのネジを切ること。
 - b 接合剤をネジ部に塗布すること。
 - c 継手を挿入管にねじ込むこと。
 - (オ) フランジ接続
 - a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - b 仮締めを行いガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

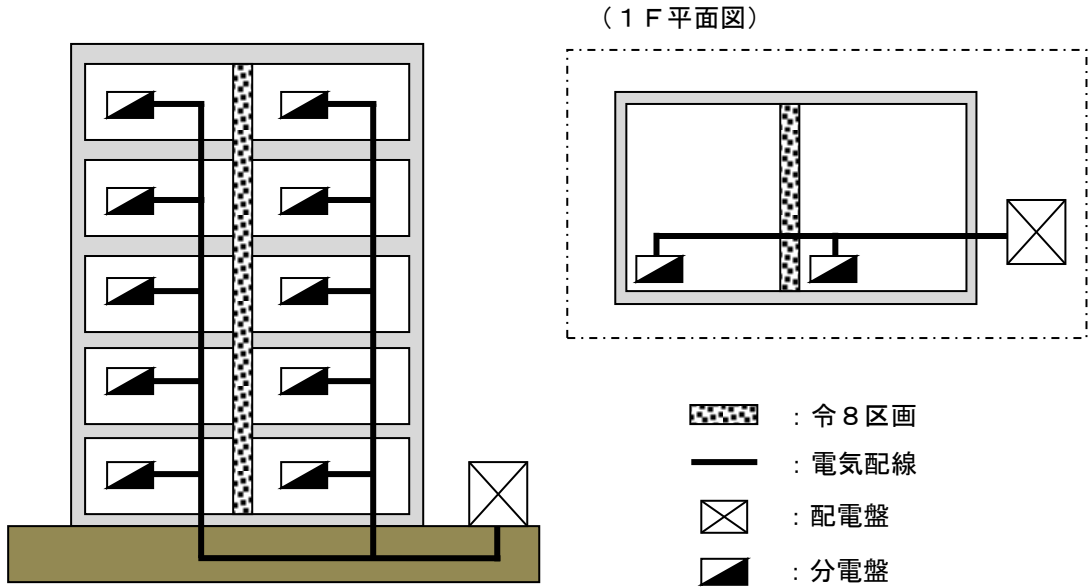
(12) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

3 令8区画の貫通が認められない配管等の取り扱い

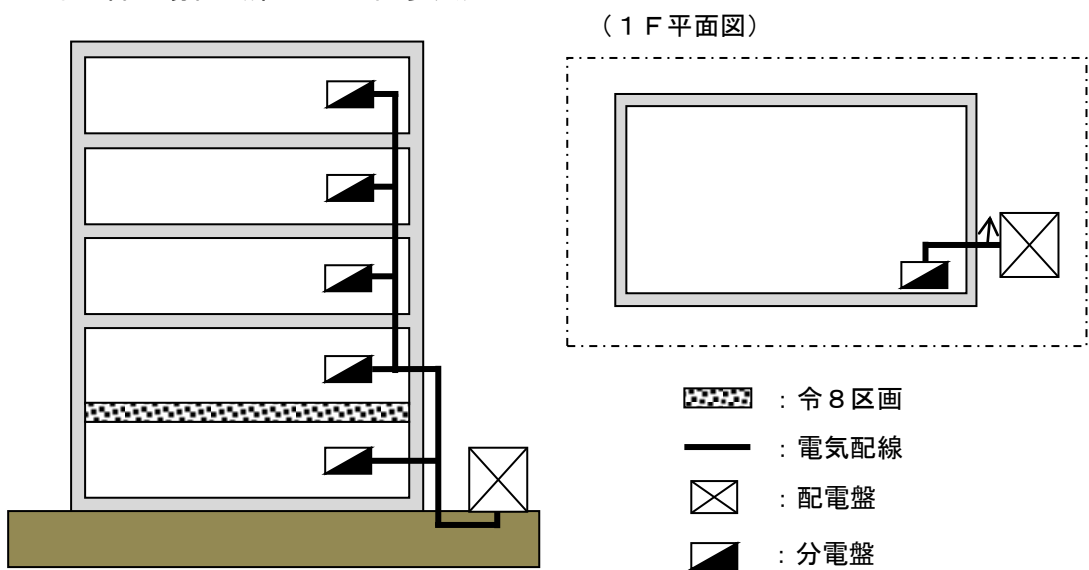
令8区画の貫通が認められない配管等（換気、暖房又は冷房設備の風道、配電管又はガス配管等）は次による場合、認められること。

(1) 地中埋設の場合（第9-18図参照）



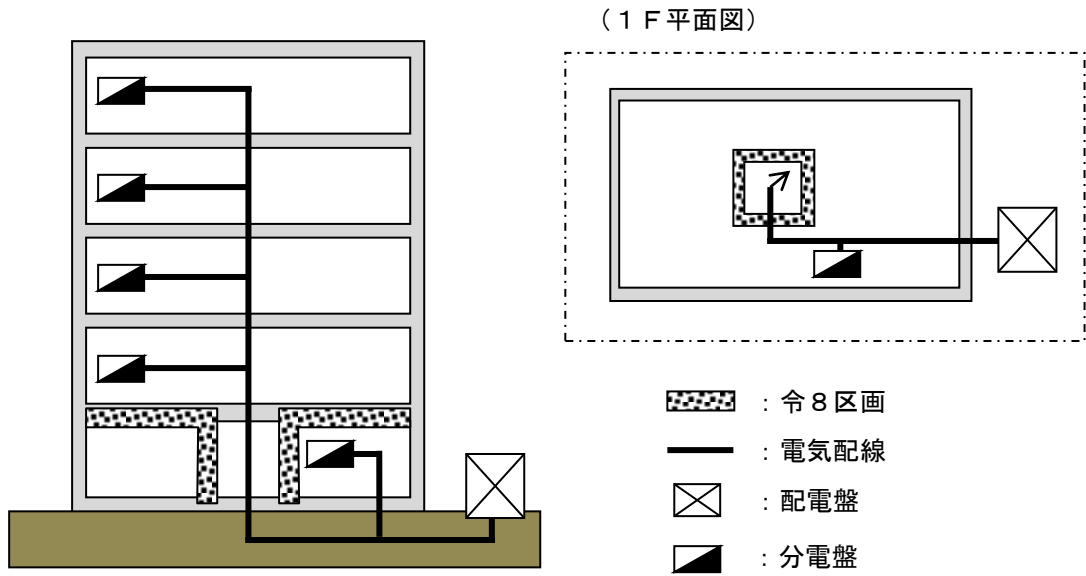
第9-18図

(2) 屋外配管の場合（第9-19図参照）



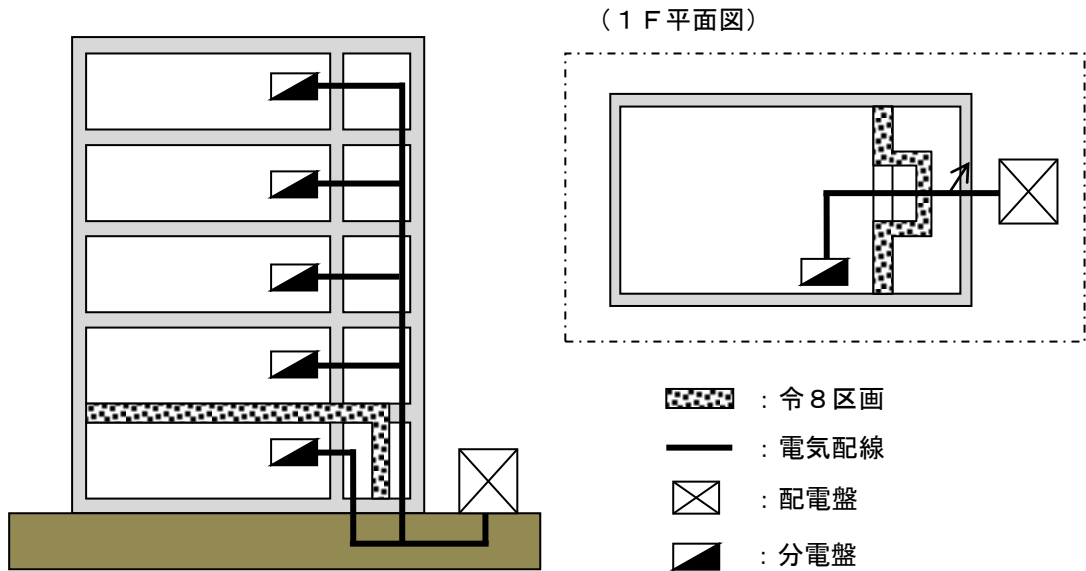
第9-19図

(3) 専用耐火パイプシャフトを設けた場合 (第9-20図参照)



第9-20図

(4) 専用パイプシャフトを設けた場合 (第9-21図参照)



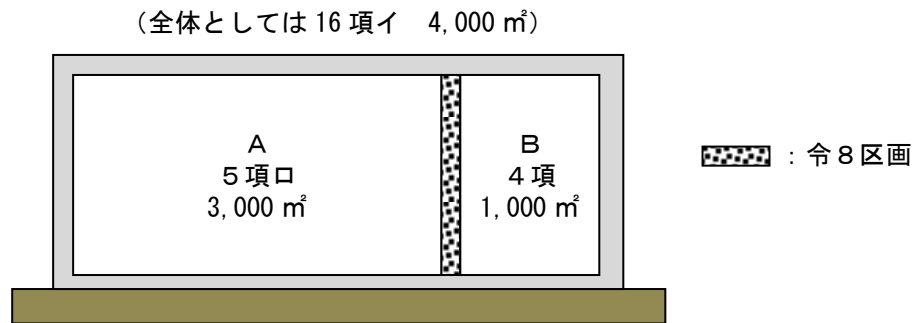
第9-21図

4 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取扱い

(1) 令8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。(第9-22図参照)

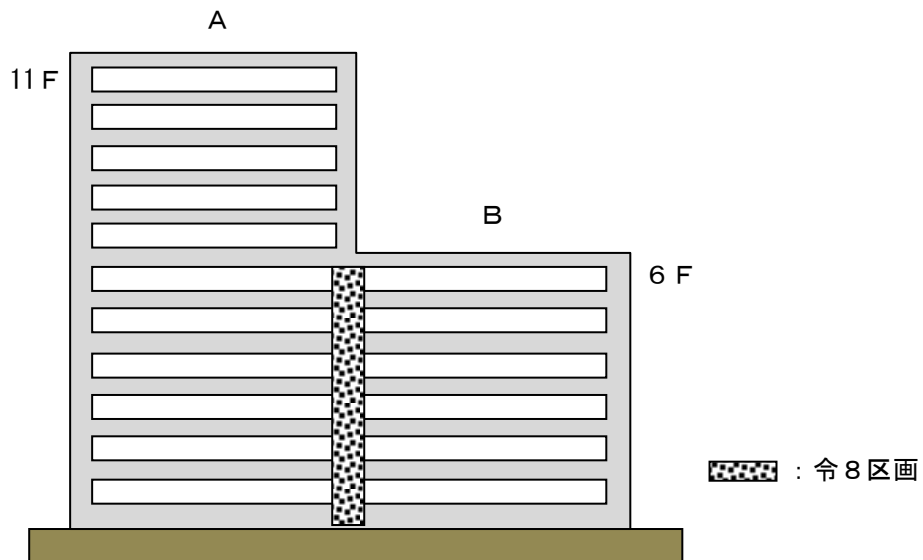
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に合っては、下の部分の階数を算入すること。(第9-23図参照)

<例1>



A : 延面積 3,000㎡の5項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B : 延面積 1,000㎡の4項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

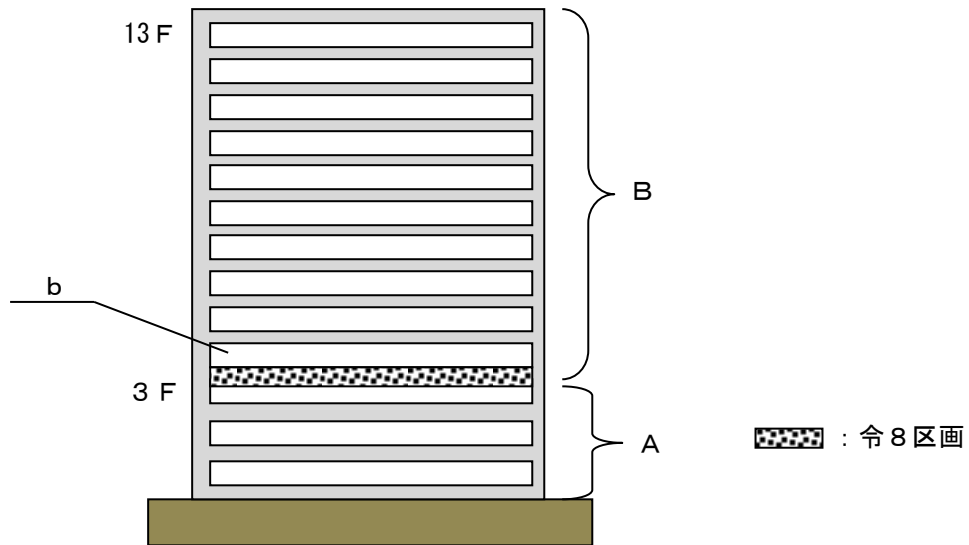
<例2>



A : 階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B : 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第9-22図

<例3>

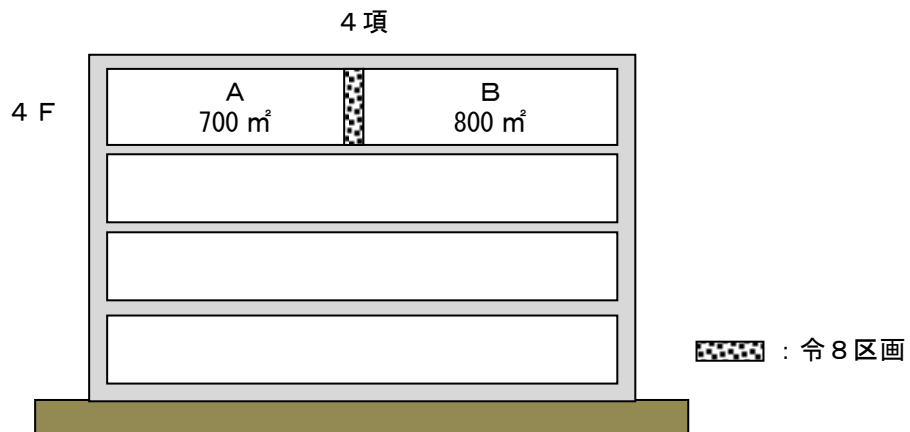


- A : 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B : 階数13の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第9-23図

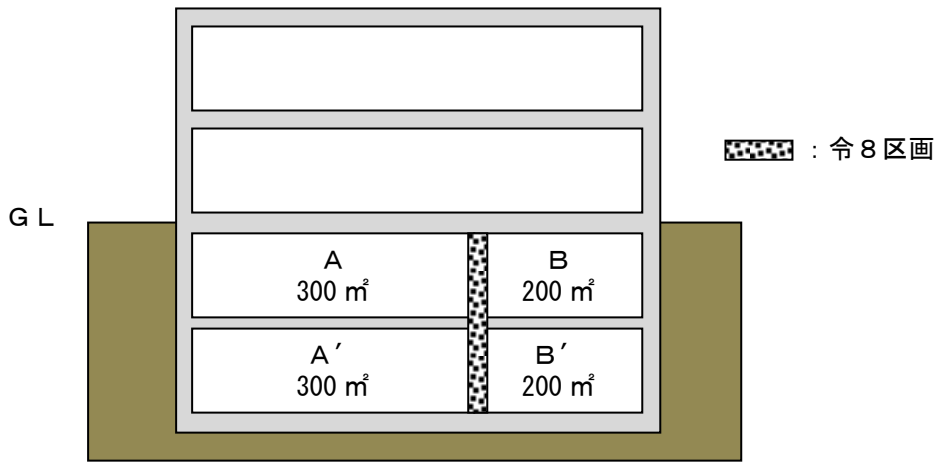
- (2) 令8区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。（第9-24図参照）

<例4>



- 4階部分の床面積は1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で1,000 m²未満に令8区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。

<例5>



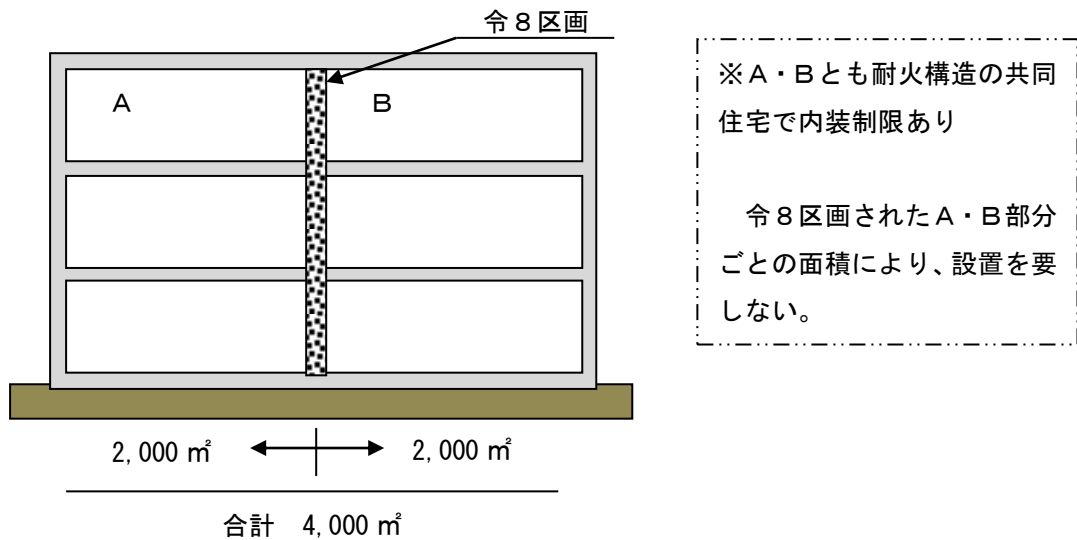
地階部分の床面積は700㎡以上であるが、 $(A + A')$ $(B + B')$ は地階において700㎡未満に開口部のない令8区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第9-24図

5 令8区画された場合の主な消防用設備等の設置例

(第9-25図、第9-26図、第9-27図、第9-28図、第9-29図、第9-30図参照)

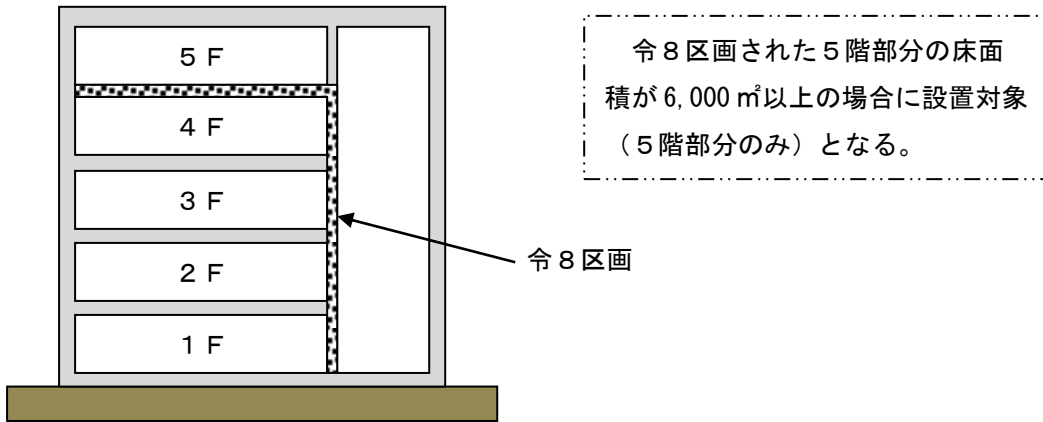
(1) 屋内消火栓設備 (政令第11条)



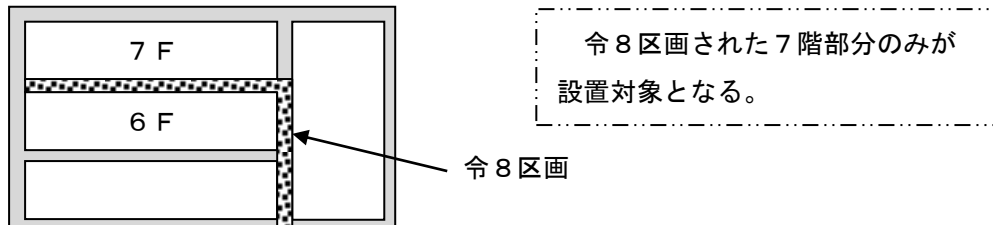
第9-25図

(2) 連結送水管 (政令第29条)

ア

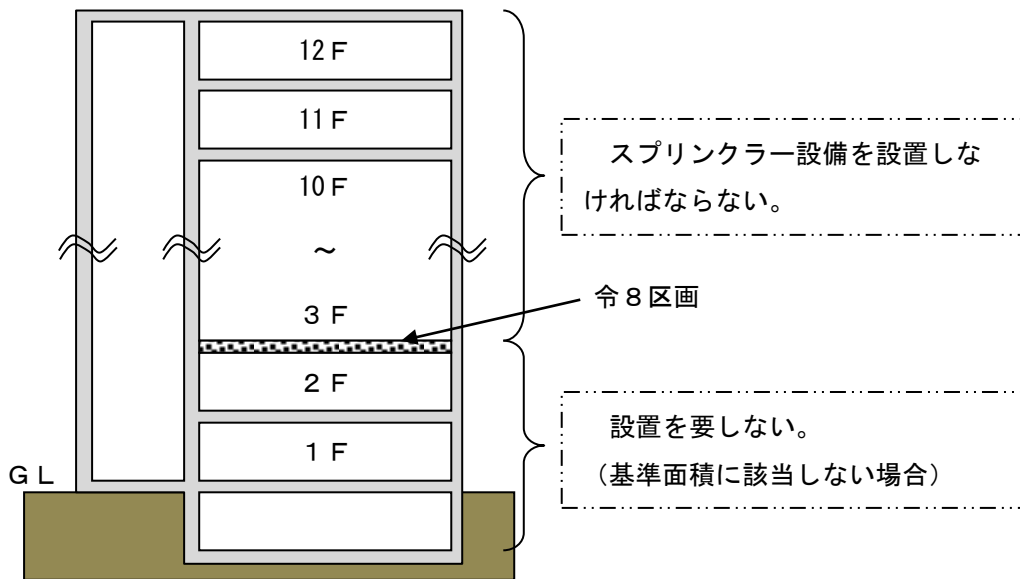


イ



第9-26図

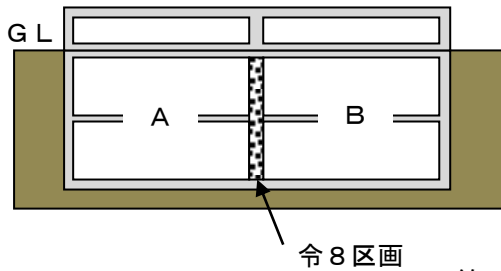
(3) スプリンクラー設備 (政令第12条第1項第3号)



用途：特定用途防火対象物

第9-27図

(4) 連結散水設備 (政令第28条の2)

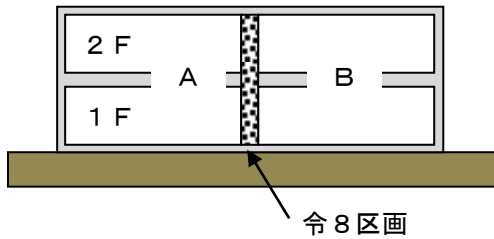


基準面積 (地階の床面積の合計 700 m²) の算定は、A、Bの部分ごとに行う。

第9-28図

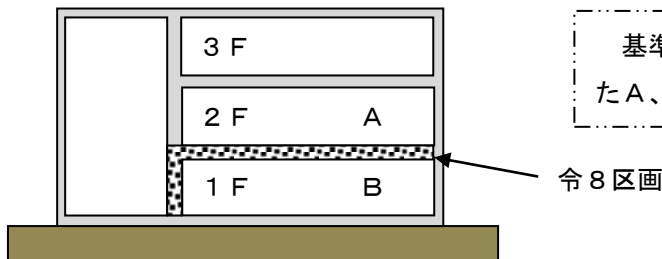
(5) 屋外消火栓設備 (政令第19条)

ア



基準面積 (1、2階の床面積の合計 9,000 m²以上、6,000 m²以上、3,000 m²以上) の算定は、令8区画されたA、B部分を合計する。

イ

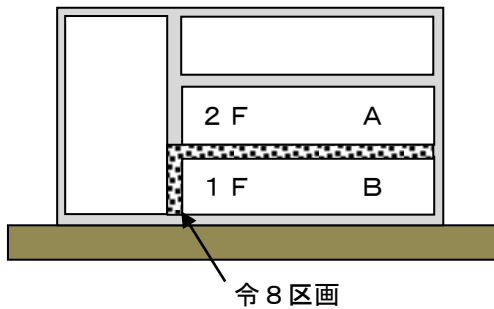


基準面積の算定は、令8区画されたA、B部分を合計する。

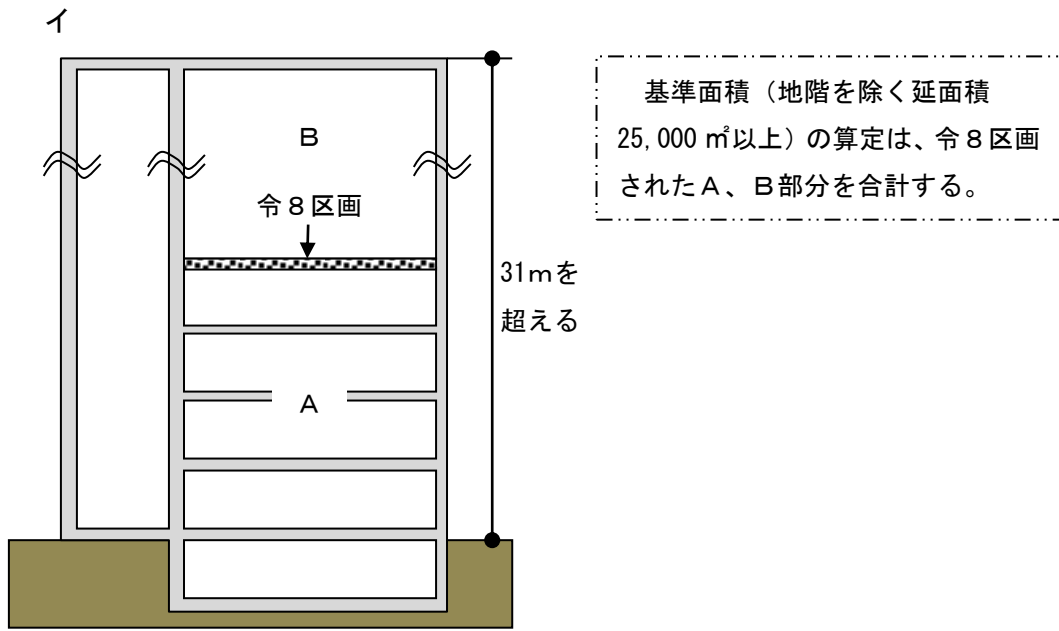
第9-29図

(6) 消防用水 (政令第27条)

ア



基準面積 (1、2階の床面積の合計 15,000 m²以上、10,000 m²以上、5,000 m²以上) の算定は、令8区画されたA、B部分を合計する。



第9-30図